

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保宮脇取水井

水源種別: 地下水(深井戸)

採水の場所: 上之保小学校

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	基準値改正に伴い検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	基準値の5分の1超過
40 蒸発残留物	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	基準値の5分の1超過
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 26 9 9 26 9 9 51 9 9 26 9 9

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保15036-1 波多野茂美宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保明ヶ島浄水場

水源種別: 地下水(浅井戸)

採水の場所: 阿木集会場

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	水源が地下水であるため
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	水源が地下水であるため
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保7561-1 長尾ちとり宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保鳥屋市高区浄水場 水源種別: 表流水

採水の場所: 旧小学校

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン 及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○			○			4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○			●			4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保22783 藤村真理子宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保鳥屋市中区浄水場 水源種別: 表流水

採水の場所: 山中公民館

水質基準項目	検査回数	年間												理由		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○			4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○				●			4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○							1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9			

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保20349 波多野美代子宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保鳥屋市低区浄水場 水源種別: 表流水

採水の場所: 行合ふれあい公園

水質基準項目	検査回数	年間												理由	
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保18462-2 長尾巳紀子宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保船山高区浄水場

水源種別: 表流水

採水の場所: 船山公民館

水質基準項目	検査回数	年間												理由		
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3			
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 ブロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 ブロモホルム	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○				○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●				○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回								○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可

項目数 24 9 9 24 9 9 51 9 9 24 9 9

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保3284 河合美穂子宅

平成26年度 水質検査項目一覧表 ※この表は、採水地点毎に作成

水道事業者名: 関市

(別表1-1)

水道水源名: 関市上之保少合地区飲料水 水源種別: 表流水

採水の場所: 関市上之保17857 長尾春雄宅

水質基準項目	検査回数	年												年間	理由
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
1 一般細菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
2 大腸菌	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	毎月検査省略不可
3 カドミウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
4 水銀	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
5 セレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
6 鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
7 ヒ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
8 六価クロム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
9 亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	新規項目につき検査回数の減不可
10 シアン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
11 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
12 フッ素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
13 ほう素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
14 四塩化炭素	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
15 1,4-ジオキサン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
17 ジクロロメタン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
18 テトラクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
19 トリクロロエチレン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
20 ベンゼン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
21 塩素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
22 クロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
23 クロロホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
24 ジクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
25 ジブromokクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
26 臭素酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
27 総トリハロメタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
28 トリクロロ酢酸	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
29 プロモジクロロエタン	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
30 プロモホルム	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
31 ホルムアルデヒド	3ヶ月毎	○			○			○				○		4	3ヶ月に1回省略不可
32 亜鉛	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
33 アルミニウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
34 鉄	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
35 銅	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
36 ナトリウム	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
37 マンガン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
38 塩化物イオン	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
39 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
40 蒸発残留物	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
41 陰イオン界面活性剤	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
42 ジェオスミン	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
43 2-メチルイソボルネオール	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
44 非イオン界面活性剤	3ヶ月毎	●			●			○				●		4	定量下限値が基準値の5分の1以下でないため
45 フェノール類	年1回							○						1	基準値の5分の1以下
46 有機物等(全有機炭素の量)	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
47 pH値	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
48 味	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
49 臭気	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
50 色度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
51 濁度	毎月	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12	自動連続測定していないので検査回数の減不可
項目数		24	9	9	24	9	9	51	9	9	24	9	9		

○ 検査項目  
● 3ヶ月に1回省略可能で基準値が5分の1超過

水質検査委託内容・委託機関名称:

毎日検査実施場所: 関市上之保18147 波多野留美子宅